

☆ 高額な外来診療を受けられる方へ ☆

平成 24 年 4 月 1 日より、「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いを一定の金額にとどめる事が出来るようになります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたが、平成 24 年 4 月 1 日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

この制度は受診される方の年齢によって手続きが異なります。それぞれ下記の表をご参照下さい。

高額な外来診療を受けたとき、もしくは、受けることになったとき



以前より制度化されている、入院に関しての高額療養費制度は、これまで通り適用されます。詳しくは窓口でお問い合わせ下さい。

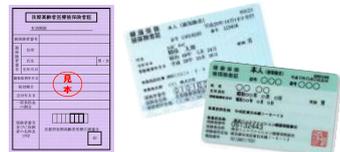
高額な外来受診される方	事前の手続き	病院、薬局などで
・70歳未満の方 ・70歳以上の非課税世帯等の方	・加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「認定証」を窓口提示してください
・70歳以上75歳未満で非課税世帯ではない方	必要ありません	「高齢者受給者証」を窓口提示してください
・75歳以上で非課税世帯ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口提示してください

なお、「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きとなります。

(高額療養費の支給申請をされ、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている

健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険・後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。



新河端病院 理念

信頼と安心の医療

1. 患者様に感動をしていただける医療を実践します
1. 患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

- 患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。
- ・医療を受ける権利
 - ・知る権利
 - ・自分で決定する権利
 - ・プライバシーを守られる権利



医療法人 医修会 新河端病院